

中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家によるコンサルティングサービスを利用してみませんか

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して

「働き方改革」を支援します。

——— 働き方改革で魅力ある職場づくりを! ———

相談無料 | 秘密厳守

どんな相談ができるの? ▶ 詳しくは次のページへ

令和5年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)

受託者:  全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

2019年4月より順次施行されている、「働き方改革関連法」への対応はいずれもお済みですか？

- 2019年4月より、年次有給休暇の年5日の確実な取得が、
- 2020年4月より、一部業種、業務を除き時間外労働の上限規制が施行されています。
- 2021年4月からは、同一労働同一賃金への対応が求められています。
- さらに、2023年4月からは、中小企業においても月60時間を超える時間外労働の賃金割増率が25%から50%に引き上げられました。

働き方改革に関する様々なお悩み・疑問点について、お気軽に専門家にご相談ください。

上限規制



有給休暇



同一労働
同一賃金

こんなことで悩んでいませんか？

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいのかわからない。

パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。



最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのかわからない。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の
状況把握



— STEP —

解決方法の
ご提案



— JUMP —

提案後の
フォローアップ



相談は無料

1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

相談を希望される方は、別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。後日、担当する専門家から電話またはメールで訪問日時等を調整させていただきます。

厚生労働省では、働き方改革として、以下の施策を進めています。

長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進

従業員の時間外労働について、臨時的な特別の事情がなければ、月45時間、年360時間以内に収める必要があります。また、年次有給休暇が年10日以上付与される従業員に対しては、そのうち5日を会社が時季指定するなどにより、確実に取得させる必要があります。



◀ 詳しくはこちら
時間外労働の上限規制の
パンフレット



◀ 詳しくはこちら
年5日の年次有給休暇の
確実な取得パンフレット



同一労働同一賃金の実現

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消する必要があります。

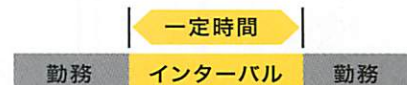


◀ 詳しくはこちら
多様な働き方の
実現応援サイト



勤務間インターバルの設定

終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を確保する仕組みで、その導入が事業主の努力義務とされています。



◀ 詳しくはこちら
働き方・休み方改善ポータルサイト

育児や介護と仕事との両立

働きながら育児や介護を行うことのできる職場環境の整備に取り組む事業主を支援しています。男性労働者の育児休業取得への支援も行っています。



◀ 詳しくはこちら
厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等
推進支援事業HP



女性労働者の活躍推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定やえるぼし認定の取得など、女性活躍推進に取り組む事業主を支援しています。



◀ 詳しくはこちら
厚生労働省委託事業
女性活躍推進センターHP



不妊治療と仕事との両立

不妊治療を受けやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援しています。



◀ 詳しくはこちら
厚生労働省HP
不妊治療と仕事との
両立のために



良質なテレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方として、良質なテレワークを推進しています。



◀ 詳しくはこちら
厚生労働省HP
テレワーク普及促進
関連事業



令和5年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手	盛岡市肴町4-5 カガヤビル3階	0120-664-643
宮城	仙台市宮城野区原町1-3-43 アスク原町ビル201	0120-97-8600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市三ノ丸2丁目2-27 リバティ三ノ丸2階	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市新前橋町26-9 八兵衛ビル3階	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル404号	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10	0120-174-864
東京	港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4F 3-B	0120-009-229
富山	富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川	金沢市西念4丁目24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339
福井	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1F	0120-14-4864
山梨	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455
長野	長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビル2F	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802
三重	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀	大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル1階	0120-100-227
京都	京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市北出島1丁目5番46号	0120-547-888
鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295
島根	松江市末次本町46 松江京町RGBビル502	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8階 801号室	0120-947-188
広島	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
山口	山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズIII	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階	0120-000-849
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 愛媛県法人会連合会会館1階	0120-005-262
高知	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869
福岡	福岡市博多区博多駅前1-7-14 ボイス博多305	0800-888-1699
佐賀	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610
熊本	熊本市中央区紺屋町2丁目8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-041-124
大分	大分市府内町1丁目4-16 河電ビル203	0120-450-836
宮崎	宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	0120-221-255
沖縄	那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区(那覇オーパ3階)	0120-420-780

相談受付時間 平日9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。



【厚生労働省委託事業】働き方改革推進支援事業 訪問相談サービスFAX申込書

相談無料
秘密厳守

(全国共通)
FAX: 03-3548-8466

全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部 行

※申込受付は2024年3月8日まで



本用紙に
必要事項を
記入してください



上記番号にFAXでお送りください
※FAXに関するお問い合わせ先
TEL:03-3548-8460



後日、担当する
専門家から電話又はメールで
ご都合をお伺いします

企業名

所在地

〒 _____
都道
府県

電話番号

メールアドレス

(_____)

@ _____

部署・役職名

ご担当者名

センターからの連絡方法の希望

電話 メール

希望する相談内容について(優先順位の高い項目から最大3つまで)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応、36協定の結び方 | <input type="checkbox"/> テレワークの実施 |
| <input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理 | <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応 | <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し |
| <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進 | <input type="checkbox"/> 人手不足対策・従業員の採用・定着対策 |
| <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること | <input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法 |
| <input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度の見直し | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 最低賃金引上げへの対応 | (_____) |

従業員数

就業規則の有無

人(パートを含む)

有(最新の改定時期: _____ 年) 無

業務内容(任意)

ア.建設業 イ.製造業(主な生産物 _____) ウ.情報通信業 エ.運輸業
オ.卸売業(主な取扱商品 _____) カ.小売業(主な取扱商品 _____)
キ.金融業・保険業 ク.不動産業 ケ.宿泊業 コ.飲食業 サ.生活関連サービス業・娯楽業
シ.教育・学習支援業 ス.医療施設 セ.福祉施設 ソ.社団法人・NPO法人
タ.その他(_____)